

係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用することとした。

- イ 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第37条の11第1項に規定する譲渡の対価及び同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下イにおいて「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同条第3項第1号ロに規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用することとした。

(2) 事業税

新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成16年4月1日以後である解散に限り、合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）について適用することとした。

(3) 地方消費税

改正後の第48条の6第1項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第6条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間が平成16年4月1日以後に開始する場合について適用することとした。

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 返還債務の免除対象施設について、「心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設」に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ケに規定する施設において看護職員の業務に従事した者に係る改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例の規定の適用については、その者は、当該施設に従事した期間に相当する期間、同条例第7条第1号ケに規定する施設において看護職員の業務に従事したものとみなすこととした。

◇熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

- 1 「社会福祉・医療事業団」の名称を「独立行政法人福祉医療機構」に改めることとした。（第2条、第4条第2項関係）
- 2 本共済制度の根拠となる法律の名称を「社会福祉・医療事業団法」から「独立行政法人福祉医療機構法」に改めるとともに、引用している条項を整理することとした。（第2条、第3条第4項、第21条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

- 1 「と畜場法」を「と畜場法」に改めることとした。（第1条関係）
- 2 1のほか、関係規定を整理することとした。（第1条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県緑資源公団事業特別徴収金徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人緑資源機構法の制定・公布に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。（第1条、第2条、第3条及び附則関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行前に旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イ及びロの規定により農用地整備公団が実施した事業で、この条例の施行の日において当該事業の完了の公告をした日以後8年を経過していないものについては、改正前の第2条及び第3条の規定はなおその効力を有することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県道路占用料徴収条例の一部改正
 - (1) 占用料の額を別に定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件に係る規定中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改めることとした。
 - (2) (1)のほか、関係規定の整理を行うこととした。
- 2 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正
 - 電気事業法の一部改正により、占用料の額に係る経過規定中の電気事業者の定義に係る規定を整理することとした。
 - この条例は、公布の日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 風致地区内における行為についての許可を要しない機関を定める規定のうち、次の表の左欄に掲げるものは同表の中欄に掲げるものに改め、その施行の日は、